

10. 危険物規制対象数状況

平成29年3月31日現在

製造所等の別 区分 (指定数量の倍数別)	総 数	製 造 所	貯 蔵 所										取 扱 所																				
			屋 内 貯 蔵 所	屋貯		屋貯 内 ク 所	地貯 下 ク 所	簡貯 易 ク 所	移貯 動 ク 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所	自 家 用 セ ル フ	そ の 他 セ ル フ	販 売 取 扱 所		一 般 取 扱 所	吹 付 塗 装 業	洗 浄 作 業	焼 入 作 業 等	ボ イ ラ ー 等 消 費	充 て ん	詰 替 え	油 圧 装 置 等	切 削 装 置 等	熱 媒 体 油	循 環 装 置 等	移 送 取 扱 所						
				外 ク 所	準 特 定									特 定	第 一 種													第 二 種					
対象危険物施設総数	698	1	95	39	1	9	14	40	1	337	176	11	105	7	76		2			54				8	2	2		1		1			
合計	349		50	18			9	26	1	160	85	4	58	6	42		1			23				5	2	1		1					
弥 富 市	5倍以下	68	18	6			4	12	1	18			2		2					7				1									
	5倍を超え 10倍以下	36	6	5			2	2		10	4		1		1					10				3	2	1		1					
	10倍を超え 50倍以下	77	8	7			3	11		12		1	31		30		1			4				1									
	50倍を超え 100倍以下	50								38	10	2	10		8																		
	100倍を超え 150倍以下	78	7							70	65		1		1																		
	150倍を超え 200倍以下	7	1					1		2			3	1																			
	200倍を超え 1,000倍以下	26	4							10	6		10	5						2													
	1,000倍を超え 5,000倍以下	3	2										1																				
	5,000倍を超え 10,000倍以下																																
	10,000倍を超えるもの	4	4																														
合計	349	1	45	21	1	9	5	14		177	91	7	47	1	34		1			31				3		1					1		
飛 島 村	5倍以下	52	18	2			4	6		16		1	1		1					4				1									
	5倍を超え 10倍以下	27	6	1			1	3		1		1	1		1					13				1									
	10倍を超え 50倍以下	79	1	10	4			2		21	3	1	31		30					9				1		1							
	50倍を超え 100倍以下	51			3			3		39	2	1	4		2		1			1													
	100倍を超え 150倍以下	94	1	1						89	75		2							1													
	150倍を超え 200倍以下	5	1									2	1							1													
	200倍を超え 1,000倍以下	19	3	2		2				7	7		7	1																			
	1,000倍を超え 5,000倍以下	13		6	1	5					4	4	1							2													
	5,000倍を超え 10,000倍以下	1		1		1																											
	10,000倍を超えるもの	8	6	1		1																										1	

注 1 屋外タンク貯蔵所の「準特定」の欄には、政令第11条第1項第3号の3、「特定」の欄には、政令第8条の2の3第3項に規定する屋外タンク貯蔵所の数を再掲すること。
 2 移動タンク貯蔵所の「国際輸送用」の欄には、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の数を再掲すること。
 3 給油取扱所の「自家用」、「その他(航空機、船舶及び鉄道給油取扱所をいう。)」及び「セルフ」の欄には、政令第17条第3項及び第5項に規定する特例基準の適用により許可を受けた施設数を再掲すること。
 4 一般取扱所の「吹付塗装作業」、「洗浄作業」、「焼入作業等」、「ボイラー等消費」、「充てん」、「詰替え」、「油圧装置等」、「切削装置等」及び「熱媒体油循環装置等」の欄には、それぞれ政令第19条第2項各号に規定する特例基準の適用により許可を受けた施設数を再掲すること。